

# 公 告

室戸市制限付き一般競争入札実施要領(以下「実施要領」という。)の規定に基づき、次のとおり制限付き一般競争入札を行いますので、実施要領第7条及び室戸市契約規則第7条の規定により公告します。

令和元年9月6日

室戸市長 植田 壯一郎

## 記

### 第1 入札に付する事項

- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 1. 工事名    | 令和元年度<br>領家高台宅地造成工事      |
| 2. 工事場所   | 室戸市 領家                   |
| 3. 工事概要   | 別添ファイル参照                 |
| 4. 完成期限   | 令和2年1月31日                |
| 5. 予定価格   | 29,850,000円(消費税等相当額抜きの額) |
| 6. 最低制限価格 | 有                        |
| 7. 現場説明   | 無                        |

### 第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- 室戸市の指名競争入札参加資格を有する次の者であること。
  - 土木一式工事に関し、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けている者。
  - 佐喜浜・室戸岬・室戸地区
  - 等級がA・B・Cランクに格付けされている者
- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- 制限付き一般競争入札参加申請受付開始日から入札日の間において、本市から指名停止等の措置を受けている期間が存在しない者。
- 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 銀行取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

### 第3 契約条項を示す場所 室戸市役所 2階 財産管理課

#### 第4 入札参加資格確認申請書

当該工事の入札に参加しようとする者は、受付期間内に以下のものを提出しなければならない。

##### 1. 提出するもの

- **制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)**

(注)申請書を提出していない場合は、入札に参加することができない。

なお、上記「申請書」は持参するものとし、郵送その他による申請は受け付けない。  
提出後、財産管理課受付印押印済の申請書の写しを入札当日に持参すること。

**◎提出期限後の追加、差し替え訂正等は認めません。**

2. 受付期間                      この公告の日から入札日前日の17時15分まで
3. 提出場所                      室戸市役所 2階 財産管理課

#### 第5 入札参加資格の喪失

申請書受付後、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができない。

1. 第2の入札参加資格を満たさなくなったとき。
2. 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

#### 第6 設計図書について

##### 1. 設計図書の閲覧

設計図書は、この公告の日から当該工事の入札日の前日(祝祭日の場合は前々日)の17時15分までの間、次の場所で閲覧できる。

- ①当公告に添付
- ②室戸市役所 2階 閲覧室

##### 2. 設計図書の貸出

「設計図書貸出申請書」に記入のうえ、財産管理課に提出すること。

##### 3. 設計図書に対する質疑

設計図書の内容について質問がある場合は、閲覧室備え付けの質疑書により持参して提出すること。(郵送又は電送は受け付けない。)

☆質疑締め切り日時 **令和元年9月19日** (木)17時15分まで

★質疑受付場所 **室戸市役所 3階 総務課 市長公室**

##### 4. 設計図書に対する回答

質疑に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

□閲覧日時                      公告日から入札日前日の17時15分まで

■閲覧場所                      室戸市役所 2階 閲覧室

#### 第7 入札及び開札の日時及び場所

1. 入札日時                      **令和元年9月25日** (水)午前10時30分～
2. 入札場所                      **室戸市役所 2階 第1会議室**

第8 入札保証金 免除する。

第9 入札方法等

1. 郵送による入札は、認めない。
2. 当該工事の入札に際しては、財産管理課受付印押印済の申請書の写しを呈示すること。同書の提示がない場合は、当該工事の入札に参加できないことがある。
3. 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。
4. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第10 入札の無効

この公告に示した資格要件を満たさない者が行った入札、又は室戸市建設工事競争入札心得(以下、「入札心得」という。)第9条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

第11 入札の失格

入札心得第10条各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

第12 落札者の決定

予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価格の入札をした者が、2人以上ある場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

第13 契約保証金

落札者は、契約の締結に際し、契約規則第39条の契約保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りでない。

第14 その他

1. 第4の入札参加資格確認申請書を提出した者が2者に満たない場合は、入札を行わない。
2. 当該工事の入札参加資格確認申請書を受理されなかった者は、当該入札に参加できない。
3. 入札参加者はあらかじめ入札心得を承知すること。
4. 契約締結の期限は、別途指定するものを除き落札決定の通知を受けた日から10日以内とする。
5. 提出書類に虚偽の記載がある場合は、契約を解除するとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
6. この契約において、談合等の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については、賠償額の予定に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。